

近世ヨーロッパにおける 二つの「為替地図」：リヨンとアムステルダム

—英ポンド体制に先行するヨーロッパ
多角的為替決済システムの歴史的位置—

徳永正二郎

はじめに——近世ヨーロッパにおける二つの「為替地図」とその歴史的位置

本稿でとりあげる近世の「為替地図」とは、16世紀から17世紀のリヨン（後にブザンソン）国際為替決済市並びに18世紀のアムステルダム振替銀行を基軸とした二つのヨーロッパの為替市場をさしている。この広域為替圏はすくなくとも二つの共通する特徴をもっていた。

第一に、それは多角的為替決済のシステムであった。ここでは、多角的為替決済システムという言葉で、貿易取引そのものに直接にはかかわらないで、第三国間の貿易取引を仲介する貿易決済と金融の中心地（「中継貿易なき国際決済と金融中心地」）を核とする国際決済システムをさしている。純粋な国際決済システムであったリヨンの国際為替決済市は、当初からその性格をもっていたし、17世紀に中継貿易基地として繁栄したアムステルダムも、その世紀の終わりから18世紀にかけて、中継貿易に依存しないで第三国間の貿易金融と決済をつかさどる中心的金融決済の基地であった。第二に、リヨンもアムステルダムも、安定した铸貨（計算貨幣）のもとで、ヨーロッパ各地との間に基準相場を形成し、固定した為替相場のシステムをもっていた。

直接的な貿易に依拠しない多角的な国際決済と金融の中心地が形成され、その中心地の為替相場が基準相場として為替市場全体に影響を及ぼすという特性は、19世紀英国のポンド体制、20世紀米国のドル体制にも共通する特徴である。

ところで、現代の国際通貨システム、とりわけブレトン・ウッズ体制下の固定相場制あるいはドル本位制下の変動相場のメカニズムのもとで、多くの人々は多角的な為替決済と調整のメカニズムについて論じている。しかし、その際為替市場あるいはそのメカニズムがもつ歴史的段階性あるいは発展性を重視しないか、せいぜい19世紀の英国ポンド体制に関心を寄せるにすぎない。たしかに、これはある種の妥当性をもっている。なぜなら、ポンド体制は、それ以前のアムステルダム振替銀行を基盤としたシステムとは異なり、国際的銀行間の信用にもとづいた決済と金融のネットワークを創りだした、いわば銀行信用レベルのシステムであり(注1)、ドル体制も基本的にはそれと共通する基盤をもっているからである。

実際、国際通貨 (international currency) という現代の国際通貨システムを象徴する言葉は、ロンドンを中心にして世界的銀行間ネットワークを構築したポンド体制のなかでうまれた(注2)。また、ドル体制は、ポンド体制にあ

(注1) 「国際金融中心地としてロンドンが発展した基本的理由は、英国がはやくから世界貿易において卓越した地位にあったことによる。この事情が英ポンドを世界のすみずみにまでなじませて、それを事実上国際通貨に添加させ、ロンドンを世界の銀行として、また[諸国の]銀行がバランスを保有する地として機能した」(M. G. Myers, *Paris as a financial center*, London, 1936, p.157)。

(注2) ポンド体制が国際銀行信用レベルの多角的為替決済システムであるという分析は、それが形成されるプロセスの解明(歴史的分析)と国際通貨概念の背後にあるシステムの分析(論理的分析)を必要とする。

ポンド体制の生成については、拙著『為替と信用——国際決済システムの史的展開』新評論、1976年(第4章「資本主義的世界市場の創設と国際貿易決済機構——ロンドン貨幣市場と委託荷見返前貸制度」、第5章「荷為替信用制度の形成とマーチャント・バンカー——近代的貿易決済制度の形成とマーチャント・バンカーの本支店間振替決済」および第6章「ロンドン国際金融市場の形成と株式為替銀行——『スターリング為替』本位制の基礎構造」)を、また国際通貨概念については、拙著『現代外国為替論』有斐閣経済学叢書6、1982年(第3章「取引通貨と

る国際的銀行信用のシステムに立脚して成立した国際的通貨管理（国際通貨協力）のシステムである（注3）。

16世紀から18世紀における二つの「為替地図」——リヨンとアムステルダム——が、ともに国際貿易から発生する債権と債務とを振替相殺を基盤とする多角的決済と金融のシステムでありながら、英ポンドや米ドルを基軸とした現代的システムと構造を異にするという理由で、無視され、軽視されるならば、それは学問的 pursuit 心の退化といわれてもしかたがない。国際為替システムの段階性は、形態的にはシステムそのもの断絶を意味するかもしれないが、自然界に存在する進化のプロセスにみられるように断層の中の継続を表している可能性もある。そのいずれであるか、ことの正否はまだ定まっていない。

もし国際為替システムが段階性をもって進化発展したと考えるならば、たんなる区別の論理で問題を解決することはできない。なぜ同じ国際的為替システムでありながら、近代的システムと現代的システムとは区別されなければならないのか。また、近代的システムと現代的システムとの間にはたんに断層があるにすぎないのか、それとも二つのシステムの間には継承性が隠されているのか。もし断層と継承という矛盾する論理がシステムの発展のなかにあるならば、それをどのようにして抽出し、あたらしい発展への契機を探せばよいのかなどなど、いくつかの疑問がわく。

近世の為替システムが現代的システムと断続している場合であれ、あるいはそれが断層をもちながら現代的システムへと発展転化する場合であれ、断続の理由を解明するか、あるいは進化のプロセスを究明する作業が必要である。つまり、事実の如何を問わず、多角的な国際決済金融システムの歴史的移行の問題を念頭において、現代の国際決済金融のシステムを考察するなら

為替媒介通貨——国際通貨としてのポンド」)を参照されたい。

(注3) この点については、拙稿「変動相場の世界とユーロカレンシー市場——ドル本位制形成の意味論(I)」『経済学研究』(九州大学), 第67巻第2号(2000年), 「国際通貨と国際流動性(ドル本位制形成の意味論(II))」『経済学研究』, 第67巻第3号(2001年)および「頻発する通貨危機」, 本山美彦編『グローバリズムの衝撃』東洋経済新報社, 2001年を参照されたい。

ば、現代の国際為替市場がかかえる諸問題を、為替市場一般という抽象的な観念ではなく、「現代」という時代的制約のもとにある特異性を十分に踏まえて分析することができる。ここでは、二つのヨーロッパ近世「為替地図」（多角的為替決済と金融のシステム）を材料として、以上で述べたような歴史的移行の問題をあつかう。これが本稿の第一の課題である。

ところで、16世紀から18世紀にかけて存在した、リヨンとアムステルダムという二つの「為替地図」そのものが、表面的には時間的継承性をもっていたように見える。理由は、リヨンの国際為替決済市場は、それを引き継ぐブザンソンのそれと合わせて考えると、16世紀から17世紀のヨーロッパに君臨した多角的為替決済システムであり、18世紀のアムステルダム多角的為替決済システムは、17世紀のオランダ中継貿易を足場にしてはいるが、18世紀に陽の目をみたあたらしい「為替地図」（多角的決済と金融のシステム）だからである。

この二つの近世「為替地図」は、結論を先走れば、「歴史の帰結」と「歴史の発端」をあらわしている。リヨンは、12世紀末から13世紀にフランスのシャンパーニュ国際大市にあらわれた決済市場が発展した中世型多角的為替システムの金字塔であり、終結点であった。それにたいし、アムステルダムの「為替地図」は、アントワープに始まる債権の譲渡と担保による貸付に端を発する現代的為替メカニズムの初動形態であった。本稿の第二の課題は、これら二つの近世「為替地図」そのものにある歴史的位置の相違を明らかにし、それを分析する方向を明らかにすることにある。

また、中世システムとしての「歴史の帰結」と現代システムとしての「歴史の発端」とに、リヨンの「為替地図」とアムステルダムの「為替地図」が区別されるとすれば、両者を分別するキーワードは、「債権の譲渡性」の有無——中世的な「債権の非譲渡性」と近代的な「債権の譲渡性」——である。この歴史の分岐点を表現する「債権の譲渡性」は、近代世界を切り開いたアントワープ貨幣市場で形成された。この意味で、16世紀のアントワープ貨幣は、現代的システムの胚珠であった。

1 二つの近世ヨーロッパ「為替地図」

1.1 アムステルダムが多角的決済システム

——ウィルソンとヘクシャーの重商主義論争が引き出したもの

アムステルダムが、ギルダーを基軸的な通貨としてヨーロッパ各地の通貨と規則的な為替の相場付けをするようになったのは、1585年以降である。その対象は、オランダのアントワープとミドルバーグ、ドイツのケルン、ダンチヒ、エムデン、ハンブルグ、リューベック、フランスのルーアン、ポルトガルのリスボンおよびスペインのセビリアの10か所にすぎなかった。1634年までにドイツのフランクフルト、ニュルンベルグのほかに英国のロンドン、フランスのリール、パリならびにイタリアのヴェネチアが加わった。オランダを軸とする汎ヨーロッパ為替のネットワークが確立するのは、開始から1世紀という歳月をまたなければならなかった。このとき相場圏は24都市に拡張され、「当時の商業世界がこの為替ネットワークによってかなり充実したものとなった」(注4)。

ポストマスが実証的にアムステルダムの多角的決済システムを分析したのは1946年であるが、第二次世界大戦後まもなく重商主義に関する有名なウィルソン＝ヘクシャー論争がおこった。その論争を継承する中であきらかにされたヨーロッパ多角的決済システムの存在は多くの研究者の耳目を引いた。

ウィルソンとヘクシャーの間には、重商主義に対する基本的な対立——すなわち、重商主義は国際収支の双務主義 (bilateralism) のメカニズムを基盤とした国民国家ないしは国民経済的実体を反映したものか(ウィルソン)、それともそのような重商主義は、オランダを軸とした多角的自由貿易主義 (multilateralism) の世界の周辺部で誕生した「空虚な思想」にすぎないのか(ヘクシャー) という対立があった。

私は、ここでは、重商主義論争そのものについてその是非を問うことはあえてしない(注5)。注目したいのは、この論争の延長線上でスパーリングが提

(注4) N.W.Posthumus, *Inquiring into History of Prices in Holland*, Leiden, 1946, vol.1, pp.580-582.

(注5) ただ、ここで二つの指摘をしておきたい、第一は、オランダが「中継貿易なき決済・金融中心地」になったのは、17世紀の第3四半世紀以降であり、それ以前

起した国際決済システムの時期区分である。彼は、1600年から1750年までの時期、いわゆる重商主義の時代を二つに分割し、オランダの国際決済システムは、1660—88年を分岐点として双務主義から多角主義に移行し、「ヨーロッパ中心型決済システム」(“European centered payments system”)が形成されたという結論をひきだした(注6)。

スパーリングが多角主義あるいは多角的決済システムというとき、それはオランダを経由しない第三国間の直接貿易を支える決済システムをさしている。たとえば、双務主義から多角主義への分岐点(1660—88年)の最後の時期(1685—86年)に、英国の対仏輸出は、直接貿易が74万2千ポンドで、オランダおよびフランドルを経由する間接貿易が、それぞれ30万ポンドと10万ポンドであった(注7)。この例でいうと、多角主義(多角的決済)とは、一見

は、植民地やヨーロッパの産品を集積し、それをヨーロッパに再配分する字義通りの中継貿易基地であった。この中継貿易を通じて、オランダはヨーロッパ世界における決済と金融中心地という足場を固めた。

第二に、オランダがヨーロッパ世界の決済と金融の中心地(「貿易実体なき決済・金融中心地」)であるかぎり、各国間の貿易が重商主義的政策の下でおこなわれるかどうかはそのシステムと直接的には対立しない。オランダのシステムが打撃を受けたのは、英国にアムステルダムと対抗する国際金融システムが形成されたという事実である。

重商主義政策にある「一国中心的な貿易政策」と多角的決済システムにある「自由主義的メカニズム」をどう理解するかという問題が、ウィルソンとヘクシャー論争の根幹にあるが、この点については別稿にゆだねる。

なお、ウィルソンとヘクシャーとの間の論争については、C. Wilson, “Treasure and trade balance: the mercantilist problem,” *Economic History Review*, 2nd series, II (1949), pp.152-61; E. Heckscher, “Multilateralism, Baltic trade and the mercantilists,” *Economic History Review*, 2nd series, III (1950), pp. 219-28; C. Wilson, “Treasure and trade balance: further evidence,” *Economic History Review*, 2nd series, IV (1951), pp. 231-42 を参照されたい。

(注6) J. Spierling, “The international payments mechanism in the seventeenth and eighteenth centuries,” *Economic History Review*, 2nd series, vol.14 (1962), pp. 450-51.

(注7) Charles King, *The British Merchant or Commerce Preserv'd* (First ed. 1721), reprinted ed. by Kelly, 1968, vol.1, p.353.

直貿易にみまがう英国からフランスに向かう直接輸出とかかわっていた。すなわち、この英仏間の直貿易がオランダ商社の輸出金融やアムステルダムの決済システムに媒介され、多角的決済メカニズムのなかでおこなわれた。ここには、オランダ商社が英国やフランスに支店あるいは代理店を組織して英仏間の直接貿易をおこなうというオランダ商社の支店・コルレス網の存在が隠されていた。

一方、双務主義あるいは直貿易は、貿易取引が自国あるいは相手国の金融決済メカニズムでおこなわれる取引であった。先の例でいえば、英国がオランダに輸出し、それをオランダの商社を介してフランスに再輸出する間接貿易（中継貿易）がそれにあたる。このように、フランスに直接輸出しないで、オランダを経由して輸出されるオランダ中継貿易は、当時、英国による「フランスとの通商」とはよばれず、英国とオランダ、オランダとフランスの間の直貿易とみなされた（注8）。

オランダ世界貿易システムは、17世紀の最後の四半世紀まで直接オランダが貿易を仲継したので、ウィルソン型の重商主義を反映する双務主義の世界にあった。だが、その期を境にオランダを経由しない第三国間の直接貿易が普及し、ヘクシャー型の自由貿易的な多角的決済システムが形成された。

この多角的決済システム形成されたという環境の中で、1720年ガーヴェイスが国際収支の均衡メカニズム、すなわち金本位制の自動調整メカニズムについて最初にシステマティックな説明をした。このことから、18世紀初頭当時から多角的決済システムが国際収支の自動調整メカニズムとかかわって理解されていたことがわかる（注9）。

（注8） *Ibid.*, vol.1, p.375.

（注9） Issac Gervaise, *The System or Theory of the Trade of the World*, London, 1720, reprinted ed., John Hopkins Press, 1954, pp.9-16.

ガーヴェイスの理論が興味深いのは、通常金本位制の自動調整メカニズムはイギリス産業資本の世界市場創設と関係して論じられることが多いのに、オランダの国際経済システムとして1720年以前に認識されていたという点である。たとえばリカードの『原理』（第7章貿易論）にある国際収支の自動調節メカニズムもイギリス産業革命の初期で産業資本によって資本主義的世界市場が創設される以前、つまりポンド体制はおろか機械制大工業による資本主義的世界市場が形成される

1.2 リヨン国際為替決済市

アムステルダムを軸とした国際為替ネットワークは、16世紀の末にその形成が始まり、17世紀の末になるとヨーロッパ圏域を覆う多角的決済システムとして完成した姿をみせた。

だが、ヨーロッパ商業世界は、周知のように、15世紀末のいわゆる地理上の二大発見——ポルトガルによる喜望峰経由のアジア航路の発見とスペインによる新大陸の発見——以降、新しいルートで東洋産品がアントワープに流入し、イタリア商人を中心としたヨーロッパ商業世界はその勢力圏を大きく変えた。イタリア商人の覇権の時代からオランダを中心とした低地諸国を中継する物流の骨組みが組み立てられた。

ヨーロッパ商業の軸足が低地諸国にしっかりと据え置かれた歴史的段階、16世紀から17世紀の前半には、オランダの為替決済システムは、中継貿易を基盤としていたので、二国間の取引だけを対象とした双務主義的決済システ

前段の、オランダ型市場の痕跡が残る段階で主張されたものであった。この意味では、金本位制の自動調整メカニズムは19世紀の世界市場に固有の現象ではなく、それ以前であっても特定に基軸（たとえばオランダの安定した金本位制）を旋廻軸に、為替取引や裁定取引によって諸国の国際収支（貿易収支）の調整機能が働く場に存在したといえる。

本稿（注5）で指摘しておいたように、為替による決済と調整が商品取引そのものと相対的に独立しているならば、貿易取引が重商主義的制約をうけている場合でも、為替市場そのものは決済の機能と調整（裁定取引）の機能を保有することができる。なぜなら、為替の集中的決済機能も裁定取引による債務残高の相殺機能もともに国際的貨幣（金銀）の移動を抑制するものだから、重商主義諸国から必ずしも金の流出をうながす力とはならないからである。その意味で、重商主義政策と国際的多角的決済機能が両立できないとする二つの考え——これは古典派的思考と重商主義的思考の双方がもっている——は、事柄の一面だけを捉えた空虚さを感じさせる。

このような観点から今一度、なぜ18世紀初頭に金本位制の自動調節作用を髣髴させるような理論があらわれたかを真剣に考える必要がある。

なお、ガーヴェイスの理論については、J. M. Leiche, 'Issac Gervaise on the international mechanism of adjustment', *Journal of Political Economy*, vol. 60 (1952) ならびに *Balance of Payment and Economic Growth*, N.Y., 1959の第2章を参照されたい。

ムが機能していた。しかし、その同じ時期に、ヨーロッパの南に二国間貿易とは無縁の多角的決済と為替を調整するネットワークが存在していた。

17世紀の英国商人であり、東アジア会社理事であったルイス・ロバーツ (Lewis Roberts: 1596—1640年) は、1638年に1冊の国際通商と為替の実務書——『商人の商業地図 (*The Merchants Map of Commerce*)』 (第3版: 1677年, 第4版: 1700年) ——を残している (注10)。

彼によると、当時為替取引が行われた主要な都市として、イタリア13か所 [ローマ, ジェノヴァ, ミラノ, ナポリ, バリ (Barry), メシナ, ボローニア, ヴェネチア, フィレンツェ, ルッカ, レシ (Lechy), パレルモ, ベルガーノ], フランス3か所 [パリ, リオン, ルーアン], スペイン6か所 [バレンシア, バルセロナ, アルカラ, サラゴース, セルビア, メディナ・デル・カンポ], ドイツ5か所 [ウィーン, ノーレンベルグ, ケルン, オーガスタ, フランクフルト] のほかに、ポルトガル1か所 [リスボン], フランドル1か所 [アントワープ], 英国1か所 [ロンドン] など、計30都市があげられている。またこれらの主要都市に付属してほかにも副次的な為替市場も存在していた (注11)。

この為替のネットワークは、整合性のない、無秩序な流れではなかった。このネットワークの核は、フィレンツェのマーチャント・バンカーが支配するリヨンの国際決済市が握っていた。「リオンは……ヨーロッパのすべての主要都市に為替相場の基準 (*la loi pour prix du change*) をあたえた」 (注12)。別稿で詳しく触れるが、リヨンの為替決済市は中軸的為替市場として、

(注10) Joan Thirsk and J. P. Cooper (eds.), *The 17th Century Economic Documents*, U. K., 1972 (p.491) によると、初版本の刊行は1638年である。

(注11) Lewis Roberts, *The Merchants Map of Commerce: Wherein the Universal Manner and Matter relating to Trade and Merchandise* (First ed. 1638), London, 4th ed., 1700, p.312. ロバーツは為替に関する知識をジェノヴァとリオンのマーチャント・バンカーからえたと述べている。後でみるように、当時ジェノヴァはビザンソンの国際決済市を経営していたが、リオンはそれに先行して繁栄した国際決済市であった。

(注12) Jaques Savary, *Le parfait négociant ou instruction général pour ce qui regard le commerce*, Paris, 1675, ドイツでの復刻版 (1993年) p.229.

年4回の大市でヨーロッパ各地の都市との間に基準為替相場を設定し、各地の為替はこの基準値を軸心として変動した。また、この中心的な基準値と各地の変動値との格差を利用して為替裁定取引が頻繁に行われ、結果として地域間の収支の不均衡を、正貨ではなく、乾燥為替など金融的手法で調整した(注13)。

1463年、フランス王ルイ十一世が、リヨンの大市においてほかの土地あるいは大市で振り出された為替手形をリヨンの決済市で集中的に決済し、清算することを承認するとともに、ある大市から次の大市まで支払いを延期する預託、預託への付利および為替裁定取引から発生する利益を公に認め、これがリヨンにおける為替裁定取引の法制的基盤となった。これによって、リヨンを媒介軸としたヨーロッパ各地との多角的な為替の裁定取引ができるようになった。

また、17世紀の後半に刊行されたサヴァリの『貿易商人大全 (*Le parfait negotiant*)』では、ヨーロッパの諸都市に基準相場を提示する国際決済市として、リヨンのほかにプレザンス (Plaisance : フランス名) あるいはピアサンザ (Piacenza : イタリア名) をあげている(注14)が、それはブザンソン (Besançon または Bisenzone) とよばれた国際為替決済市である。

1534年、フランス王と対立し、リヨン国際為替決済市からはじき出されたジェノヴァのマーチャント・バンカーは、フランスと対立していたスペインのカール五世 (神聖ローマ帝国皇帝) を動かし、当時帝国の一部であったブザンソンに年4回の為替決済市を開いた。この為替決済市も、リヨンと同じように、ヨーロッパの為替取引を集中的に振替相殺する機能をもつとともに、この中心的な為替決済市とほかの大市あるいは都市との間で為替裁定取引を行った。もっとも、リヨンに近接していたブザンソンで行なわれた為替決済市は16世紀までで終了し、17世紀になるとブザンソン為替決済市はイタリアに近いピアサンザ (Piacenza) に移転した。しかし、所在地が変わっても、大市の名称は従前どおりブザンソンが用いられた。

(注13) 拙著『為替と信用』141-142ページ。

(注14) Jacques Savary, *op. cit.* p.229.

したがって、この時からリヨンの国際決済大市が衰退する16世紀の第4四半世紀まで、リヨンを柱とした二つの中軸的為替市場が並存したことになるが、リヨンがヨーロッパ「為替地図」の中心に位置していた。その後リヨンが衰退し、ブザンソン国際為替決済大市がリヨンにとってかわり、1579年から1621年までブザンソンがその最盛期を迎えた。したがって、16世紀から17世紀前半までの中軸的国際為替決済市は、リヨンおよびその後継大市としてのブザンソンを含めて考えるのが妥当である。

以上みてきたように、17世紀末から18世紀にアムステルダム為替市場でみられた基準通貨をベースとした為替裁定取引は、それに先行するかたちで16世紀から17世紀前半までリヨンおよびその後継であるブザンソンの国際為替決済市に存在していた。ただし、後者の国際決済市は、18世紀はじめにガーヴェイスが描いたアムステルダム振替銀行を中心とした国際収支の均衡メカニズムとは趣を異にし、独占的なマーチャント・バンカーのグループによる多角的決済のシステムであり、為替の裁定取引であった（注15）。

1.3 二つの「為替地図」：連続性と断層性

17世紀末に多角的なヨーロッパ為替決済圏がアムステルダムを軸に形成されたが、この為替ネットワークに先行してリヨン、さらにはブザンソン——以下リヨン（＝ブザンソン）という——に国際為替決済市を軸とした別の多角的なネットワークが存在していた。そこで問題となるのが、リヨン（＝ブザンソン）とアムステルダムという二つの多角的な金融決済システムの関係で

（注15） リヨンとブザンソンの国際為替決済市については、別稿で紹介し、分析する。

さしあたりフィレンツェのマーチャント・バンカーを中心に運営されたりヨンの国際為替決済市については、Richard Gason, *Grand commerce et vie urvaine au XVIe siècle: Lyon et ses marchands*, 2 tomes, Paris, 1971 を、またジェノヴァのマーチャント・バンカーが支配したブザンソンの為替決済市については、José-Gentil da Salva, *Banque et crédit en Italie au XVIIe siècle*, tome 1 (Les foires de change et la dépréciation monétaire), Paris, 1960 を参照されたい。

その双方を分析した研究書としては、Marie-Thérèse Boyer-Xambeu Ghislain Deleplace et Lucien Gillard, *Monnaie privée et pouvoir des princes: l'économie des relations monétaires à la Renaissance*, Paris, 1986 がある。

ある。

アムステルダム振替銀行を基軸とした17世紀末から18世紀前半のヨーロッパ為替決済システムは、それ以前のリヨン（＝ブザンソン）国際為替決済市場を軸心としたシステムとどのように関係しているのか。もし新しいシステムが古いシステムを継承したものであるとすれば、それはいかなる内容であったのか。また、新旧二つのシステムに歴史的断層を与える異質な要素はなかったのか。あるとすればそれはどのようなものであったか。これらの疑問に答える作業が必要になる。この分析作業は、近世ヨーロッパにあらわれた二つの「為替地図」の内容を把握するだけでなく、それら相互の関係を理解する材料を与えてくれるに違いない。

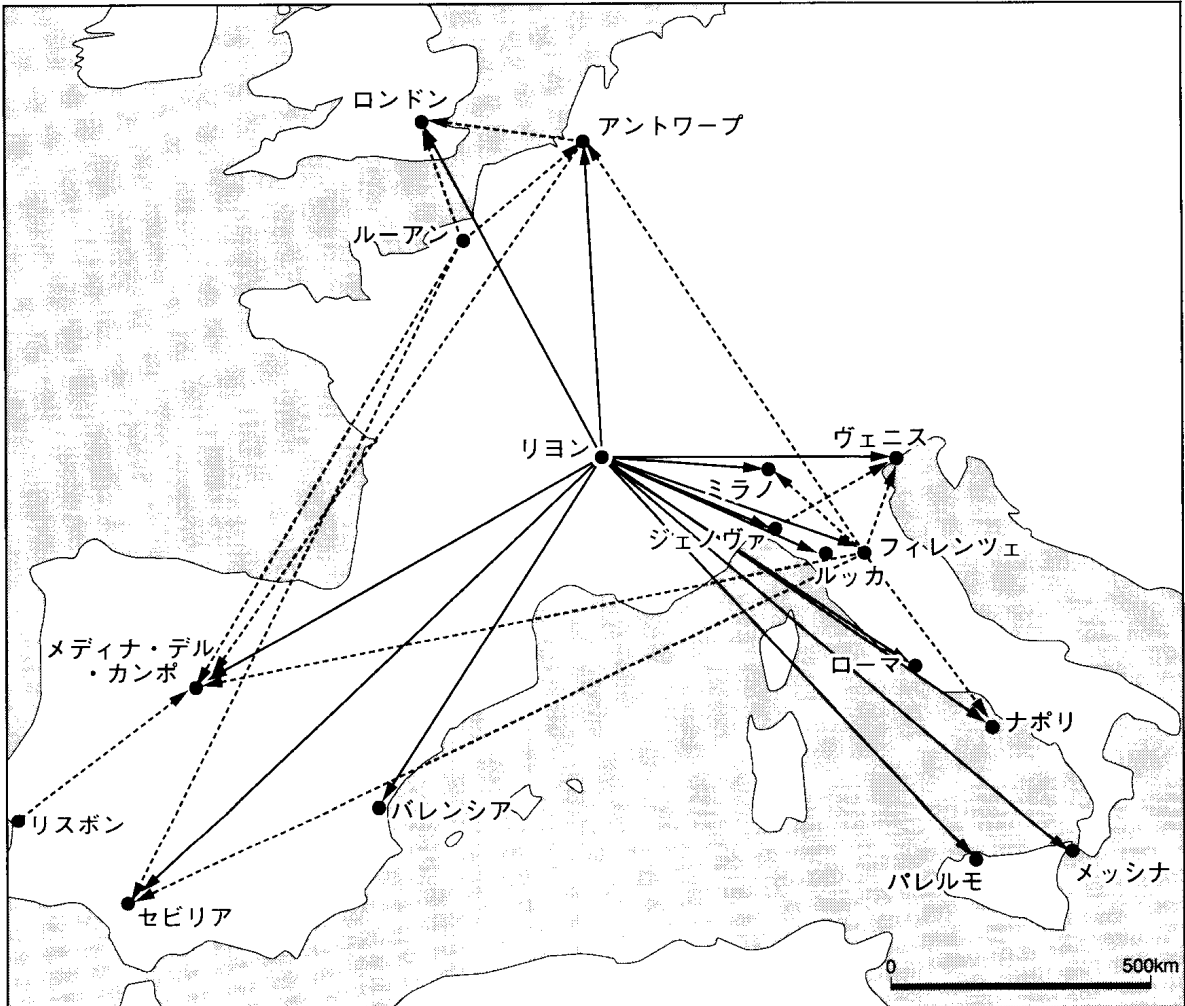
(1) リヨン（＝ブザンソン）とアムステルダムとの「連続性」

まず、リヨン（＝ブザンソン）を中心としたヨーロッパ為替決済システムとアムステルダムを中心としたシステムとの間に時間的な連続性があったかどうかである。

ヨーロッパ為替市場としてのリヨン（＝ブザンソン）とアムステルダムの関係は、16世紀前半から18世紀前半までおおまかに三つの時期に分けられる。第一は、16世紀の前半からその末までの時期、つまり為替裁定取引の場としてはリヨンがアントワープ・ロンドン・南ドイツを含むそれより南のヨーロッパ地域で独占的なネットワークを保有していた時期である。第二は、16世紀末から17世紀前半にかけてヨーロッパの南北に分かれ、二つの為替市場が並行して存在した時期、つまりイタリア商人による南ヨーロッパ為替圏と北ヨーロッパを勢力範囲としたアムステルダム中心の為替圏が存在した時期である。第三は、17世紀後半以降の時期で、アムステルダムを中心とした全ヨーロッパ的な多角的為替ネットワーク形成の時代である。

繰り返しになるが、第二段階のアムステルダムの為替システムと第三段階のそれとの間には、市場としての空間的、規模的な拡大がみられるだけではない。より決定的な区別は、第二段階はアムステルダムの中継貿易を基盤とした為替取引であったが、第三段階になると貿易取引そのものはオランダ以外の第三国市場の間で直接おこなわれ、その決済と金融をアントワープ市場

図1 リヨン国際為替決済市を軸としたヨーロッパの多角的為替ネットワーク
(1533—75年リヨン為替決済市の最盛期)



(出所) Marie-Thérèse Boyer-Xambeu Ghislain Deleplace et Lucien Gillard, *op. cit.*, p.175.

原典は、H. Laperyre, *Une famille de marchands, les Ruiz, Contribution à l'étude du commerce entre la France et l'Espagne au temps de Philippe II*, Paris, 1955, pp.464-67 および F. Ruiz-Martin, *Lettres Marchandes échanges entre Florence et Medina del Campo*, Paris, 1963, p.ci である。

が担う「貿易金融と決済の中心地」、すなわち貿易取引とは相対的に切断された多角的為替決済と調整のための中継基地であったことにある。

この三つの時期の概略的な地図は、図1および表1を通して眺望することができる。これをみるかぎりでは、リヨン（＝ブザンソン）の後にアムステルダムネットワークが形成され、後者は最終的にヨーロッパ全域を網羅したネットワークを形成したように見える。しかし、この表面的変化でもって、アムステルダム中心のヨーロッパ為替決済圏がリヨン（＝ブザンソン）のシ

表1 アムステルダムとの間には為替相場が形成された都市名（時期別）

時 期	1585年まで	1609年まで	1664年まで	1680年まで
都市名	アントワープ ダンチヒ エンブデン ハンブルグ ケルン リスボン※	フランクフルト ロンドン パリ ヴェネチア	ストックホルム	カディス レイオム
	リュベック ミドルスバーグ ルーアン セルビア※ (※1634年までに相場 形成は一時的に喪失し た。)	1634年まで ニュールンベルグ リール (※この時期、リ スボンおよびセ ルビアとの相場 形成はみられな かった)	1676年まで ライプチヒ マドリッド	1683年まで ボルドー ブレスロウ ジェノヴァ ラ・ロシェル リヨン ナント

(出所) N. W. Posthumus, *Inquiry into the History of Prices in Holland*, Leiden, 1946, vol.1, pp.580-82.

ステムを継承したということにはならない。リヨン（＝ブザンソン）の為替決済ネットワークとアムステルダムのそれとの間には不可逆的な歴史の断層があった。

(2) リヨン（＝ブザンソン）とアムステルダムとの異質性

そこで、リヨン（＝ブザンソン）とアムステルダムという二つのヨーロッパ「為替地図」の違いについて整理しておきたい。

18世紀（だけでなく17世紀もそうであったが）のアムステルダムは、国民国家を基盤とした為替地図ならびに国際収支調整メカニズムをもっていた。それにたいし、16および17世紀のリヨン（＝ブザンソン）の為替決済市のそれは、三つの点で大きな違いがある。

第一に、17世紀最後の四半世紀から18世紀前半までアムステルダムは、貿易中継基地の性格を失いつつあったが、それがヨーロッパ為替市場の中軸という地位を維持できたのは中継貿易基地という出自そのものにあった。それにたいし、16世紀から17世紀第3四半世紀のリヨン（＝ブザンソン）は、その出生の履歴においても貿易中継地という性格をもっていなかった。むしろリヨン（＝ブザンソン）の大市は、安定した鑄貨（計算貨幣）に裏付けられ

てヨーロッパ各地との間に基準為替相場を定める「基準相場決定基地」であった。その基準相場をベースに大市と大市の中の3か月間ヨーロッパ各地の為替相場が固定され、隔地間為替決済や為替裁定取引がおこなわれた。その意味でリヨン（＝ブザンソン）の国際為替決済市場は貿易取引から独立したひとつの金融決済市場であった。

反復することになるが、16世紀のヨーロッパにおける中継貿易の中心はアントワープであり、17世紀にはそれがアムステルダムに移転していたとはいえ、オランダがヨーロッパ中継貿易の中心であることに違いはなかった。18世紀のオランダが、諸国が直接貿易を積極的に展開するなかで、金融決済の中心地でありえたのは、そのシステムが中継貿易の中で形成されたという過去の遺産におおきく負っていた。リヨン（＝ブザンソン）は、そのようなヨーロッパ中継貿易基地がオランダに存在するなかでそれに並行して独自の為替市場を構築していた。つまり、現実のヨーロッパ中継貿易市場とは分離して、為替取引と裁定取引のための中心地という機能を保持していたのである。

第二に、為替決済システムとしても両者の違いは鮮明であった。アムステルダム為替市場では、アムステルダム振替銀行など公立銀行が国際決済の中心的位置を占めていた。それにたいして、リヨン（＝ブザンソン）の場合、フィレンツェ（＝ジェノヴァ）を中心としたイタリア人マーチャント・バンカー（独占的な為替ディーラーのグループ）がフランス（＝スペイン）国王と組んで組織した人工的な為替市場であり、定期的な為替決済市場（年4回開催）にはヨーロッパ各地の為替債権と債務とを集積したイタリア人マーチャント・バンカーとその代理人が直接参集する「口頭振替決済」のシステムであった。

第三に、第二と関係するが、リヨン（＝ブザンソン）とアムステルダムとを区別するものは、為替手形が第三者の手に譲り渡されるかどうかという債権の譲渡性の如何である。すでに指摘したように、リヨン（＝ブザンソン）ではイタリア人マーチャント・バンカーがギルド的組合を形成して、独占的な為替ディーラーとして君臨し、為替手形の引受と売買とはかれらの手に集中されていた。フィレンツェとジェノヴァを中心にイタリアのマーチャント・バンカーは為替取引業者のギルド（両替・為替アルト：Arte dei Cambio）

を組織し、通常の商人が為替売買に参入することを規制した（注16）。

それにたいし、アムステルダムでは、マーチャント・バンカーがおこなったのは、オランダ国内だけでなく外国の地でも自由に為替手形が売買されるように引受信用（le credit d'acceptatin: acceptance credit）と割引のシステムが発達したことである。これは、17世紀のはじめから存在して委託取引（commerce de commission）と進展と深く関係していたのであって、18世紀にオランダの貨幣市場が世界貿易で重要な役割を果たせたのは、マーチャント・バンカーが、直接あるいは国外の支店を介して、委託荷を担保に外国人が振り出す手形を引き受け、あるいは割り引いて、貿易金融と決済をオランダに集中させたからである（注17）。

この国際決済と金融の集中は、まさしく委託荷を担保とする引受信用とそこで発生する債権の譲渡という近代的為替市場の存在を象徴しているのであって、教会法のもとで現代的な意味における担保取引も債権の譲渡も許されない中世世界の法制的枠組みを継承して構築されていたリヨン（＝ブザンソン）国際為替決済市では考えられない構図であった。

（注16） リヨンの国際為替決済市を管轄したのはフィレンツェのマーチャント・バンカーであった。15世紀のメディチの時代にはフィレンツェには7つの大ギルドと14の小ギルドがあった。大ギルドは、最高の権威をもつ裁判官や公証人など法曹のギルド（Arte dei Giudici e Notari），次に重要な位置を占めた羊毛・毛織物のギルド（Arte della Lana），絹のギルド（Arte di Por Santa Maria）および衣類のギルド（Arte di Calimala），富をもち行政的権力として重要であったマーチャント・バンカーのギルド（Arte del Cambio），医者・薬局，香辛料，染料，薬を売る小売商人および彼らから色を買う画家と職人のギルド（Arte dei Medici, Speciali e Mereiai）および動物の毛皮の取引業者と職人のギルド（Arte dei Vaccai e Pellicciai）であった。

14の小ギルドは比較的小規模の商人や職人のギルドであった。だが、これらのギルドに属さない人々は市の人口の4分の3を占めていた（C. Hibbert, *The Rise and Fall of the House of Medici*, Penguin Books, 1979, pp.25-26；遠藤利国訳『メディチ家——その勃興と没落』Libro, 1984年, 19-20ページ）。

（注17） P.W. Klein, 'Stagnation économique et emploi du capital dans la Hollande de X(V)IIIe à XIXe siècles,' *Revue de Nord*, tome 52 (1970), p.39.

2 近世ヨーロッパ「為替地図」とその歴史的位

——「歴史の帰結」(リヨン)と「歴史の発端」(アムステルダム)

2.1 現代的多角的決済システムの初動形態：アムステルダム

——第三者向け引受信用と債権の譲渡：委託荷見返前貸制度の成立

近世「為替地図」のひとつ、18世紀にみられたアムステルダム振替銀行を中心とした多角的決済システムは、その背後に世界の中継貿易基地としてのオランダの存在があった。この中継貿易は、世界の諸国・地域からオランダにもちこみ、それをふたたびヨーロッパに再輸出するという単純な図式で説明できるものではなかった。

18世紀当時、オランダが植民地産品の交易あるいはヨーロッパ貿易で仲介的役割を果たした推進力は、委託取引 (*commerce de commission*) であった。たとえば北欧の生産者がオランダ商人に商品の販売を委託するとき、北欧の生産者が自分(オランダ商人)に宛てて商品価値の一定部分(通常4分の3)の額面で為替手形を振り出して現地で即座に現金を入手することを許す一方で、その委託荷をフランスあるいは英国の商人に代理販売させるという委託荷見返前貸 (*advance against consignment*: あるいは部分前貸制度 *system of advance part-payments*) を実践した。これによって、オランダ商人に商品の販売を委託する側も、オランダ商人が請け負った商品を代理で販売する側も金融的負担をせずに、商品を売買することができた。このような委託販売の仲介という事業活動をするオランダ商人は貿易商人 (*koopman*) あるいは商社 (*handelshuis*) とよばれたが、「商人という呼び名と同じくらい銀行家 (*banquier*) という名に値する」存在であった(注18)。

オランダ商社がおこなった委託荷見返前貸制度は、すでに指摘したように、

(注18) J. B. Manger, *Recherches sur les relations économiques entre la France et la Hollande pendant la révolution française (1785-1795)*, p.44-46.

尚、委託荷見返制度については、拙著『為替と信用』第4章「資本主義的世界市場の創設と国際貿易決済機構—ロンドン貨幣市場と委託荷見返前貸制度」及び「委託荷見返前貸制度と Factors Acts」『商学論集』(西南学院大学)第20巻第1号(1973年)を参照されたい。

手形の譲渡と深く結びついている。外国商人に引受信用を供与した。委託荷の見返りにアムステルダムの商社（マーチャント・バンカー）宛てに為替手形を振り出す現地商人は、その手形を即座に現金化することができた。またオランダ国内で商社（マーチャント・バンカー）の引受信用のもとで、その海外支店宛に振り出された為替手形も為替業者（kassiers）によって買い取られた。このシステムは、マーチャント・バンカーが委託荷を担保に手形の引受をし、その引受の便宜を受けた商人が即座にその手形を売って現金化したという意味で、貿易金融のシステムであった。また、ヨーロッパ世界の貿易上の債権と債務がアムステルダムに集中・集約され、それらがアムステルダム振替銀行で振替相殺されるという意味でヨーロッパの決済中心地であった（注19）。

この委託荷見返前貸制度は、当初オランダ中継貿易を足場にオランダと外国との二国間金融決済のシステムであったが、18世紀になると第三国間の直接貿易にオランダ商社（マーチャント・バンカー）の引受信用が供与されるに及んで、当然のことながらオランダ中継貿易から離脱した多角的金融・決済の場に転換した。委託代理商であるオランダ商社は、北ヨーロッパの港で

（注19） 為替取引業者であるマネー・チェンジャーは預金業務をおこなうようになってカシアー（kassiers）になったが、その起源はアントワープにある。正式には、カシアーは商人の指図にしたがって債権者に支払をし、債務者から債務を取り立てる預金＝振替業務として存在したが、この預金＝振替システムはアムステルダムで発達した。商人たちは小切手のように機能する指図書（*orderbriefjes* or *assignaties*）で簡単な債権債務の振替をカシアーの帳簿の上でおこなった。その指図書は、為替手形と同じように譲渡され、彼らが発行する要求払いの約束手形（*kassierskwitantien*）は、英国の金匠銀行家の約束手形と同じように、譲渡され流通した。

1609年にアムステルダム振替銀行が設立されると同時に、カシアーなど民間の預金＝振替業務は禁止されたが、彼らの貸付業務はアムステルダム振替銀行に設置した勘定を通して継続された。

スパーリングが双務主義と多角主義の端境期と定義した17世紀末にかけて、カシアーはバンク・マネー（アムステルダム振替銀行の債権）や地金取引は再び活発化し、国際的信用供与（*international credit facilities*）への機会を切り開いた（M. Hart, J. Jonker and J. L. van Zanden, *A Financial History of the Netherlands*, Cambridge, 1997, pp.43-44）。

商品を受け取り、オランダを経由することなしに直接フランスなど第三国に貨物を送り込んだからである。つまり、オランダは「中継貿易の実体をもたない中継取引（金融・決済）の中心地」すなわち国際的金融決済の媒介地になっていたのである（注20）。

17世紀にはオランダは中継貿易で世界商業の重要な役割を担ったが、18世紀になると、オランダ商社が与える「信用には、外国人にオランダ中継貿易に向けて彼らの商品を発送するように強いる条件はもはやついていなかった」（注21）。オランダ国際的金融決済の媒介地に転化し、ヨーロッパ諸国間の直接貿易は、アムステルダム宛に為替手形が振り出されることによって円滑に遂行された。オランダは、世界の商品の倉庫としてではなく、諸国の貿易金融と決済の中心地として成長し、そのような金融媒介的貿易のなかでアムステルダム振替銀行が世界の債権と債務を決済する中枢として機能したのである。

このアムステルダムを軸とした「中継貿易（貿易実体）なき国際決済・金融中心地」という18世紀の現実には、19世紀以降の現代国際決済システムを考える際に、もっと具体的な姿で、しかも進化したシステムとして確認できる。

ポンド体制が出来上がる前の19世紀前半に、オランダ型の貿易決済・金融方式が英国で採用された。つまり、オランダに出現した委託荷見返前貸制度

(注20) マンジェル (J.-B. Manger) はいう。オランダの研究者ロジェ (A. Rogge) は、この商品取引という実体をともしない中継貿易、すなわちオランダで決済と金融をおこなうだけの委託取引に従事するオランダ商人を評して、「リスクを負わないで利益をむさぼる怠惰な商人」と評しているが、この評価が「最近の歴史家の誤りの出発点」となっている (*Ibid.*, p.48), と。

逆に、ウィルソン (C. Wilson) は、このロジェの見解を継承し、オランダを経由しない委託販売取引がヨーロッパにおける当事国の直貿易が活発化するのと並行しており、貿易国家オランダを衰退させる原因となったとみている (C. Wilson, *Anglo-Dutch Commerce and Finance in the Eighteenth Century* (First ed., 1941), reprinted in 1966, Cambridge, chap. 1 'Dutch Commerce: Organization and Change' を参照されたい)。

この点については、別稿でより詳しく検討する。

(注21) P. W. Klein, 'Stagnation économique et emploi du capital dans la Hollande de X(V)IIIe et XIX siècles,' *Revue de Nord*, tome 52, 1970, p.39.

は、19世紀の前半に英国の委託代理商すなわちマーチャント・バンカーに継承され、「世界の工場」である英国のために原料の供給を確保し、また製品を販売する市場を世界的規模に拡大する推進力となった。

17世紀から18世紀にかけてヨーロッパ為替決済システムとして君臨したオランダ型システム——とりわけ、委託荷見返前貸制度——が、なぜ19世紀前半に産業革命を遂行する英国に導入されたのか。また、次の時代に継承されるシステムを創造したオランダ型多角的為替決済システムが、どうして崩壊し、19世紀後半には英国型多角的為替決済システムとして再生されたのか。

ポンドを基軸とした国際的決済・金融のメカニズムも、18世紀のオランダのシステムと同じように、貿易そのものを仲介する中継貿易システムではなかった。世界の貿易は、英国を經由せずにそれぞれの国の中で直接おこなわれたばかりか、貿易決済・金融に使われる取引通貨（invoicing currency）さえもかならずしもポンドは使用されてはいなかった。貿易をおこなう当事国の通貨がおおきな役割を占めていた。つまり、ポンド体制も、表面的にはオランダの「中継貿易なき国際決済・金融中心地」と似たシステムであったが、オランダの場合とおおきく違うのはその基盤に国際的銀行信用システムが隠されていたことである（注22）。

同じことは、より鮮明に今日のドル本位制のもとで確認できる。そこでは「貿易実体なき国際決済・金融中心地」はその極みにたっし、貿易金融だけでなく、資本取引もマルクや円などアメリカ以外の主要国の通貨で、しかもオフショア（ユーロ）市場でおこなわれている。にもかかわらず、ドルを中心とする国際決済と金融という国際通貨体制の構図は現実には存在している。この背後には、ドル本位制という国際的管理通貨のシステムが、ポンド体制の下で形成された国際的銀行信用のシステムの上に築かれたあたらしい世界的決済と金融の構図（国際通貨協力の体制）をみてとれる（注23）。

このように、国際決済と金融のシステムをオランダ型（18世紀）として単独に考察するのではなく、英国型（19世紀）、米国型（20世紀）と連続的に対

（注22） 拙著『現代外国為替論』第3章「取引通貨と為替媒介通貨——国際通貨としてのポンド」を参照されたい。

（注23） 注2）で示した拙稿を参照されたい。

比すると、オランダが形成した「中継貿易（貿易実体）なき国際決済と金融」のシステムが、たんなる崩壊要因としてのみ考察されるべきではないのがわかる。逆にそれは、国際為替決済システムを新たな歴史的段階に進化させ、発展させていく推進力を内包し、歴史的プロセスの一構成部分として理解できる。これが第二の確認である。

以上二つの確認からつぎのことがいえる。第一に、時代という歴史的制約を越えて、表面的には多角的為替決済と調整のシステムとしてあらわれる国際為替市場は、18世紀（オランダ）、19世紀（英国）、20世紀（米国）と段階的発展をとげている。それゆえ、それら三つの段階それぞれにあるシステムの異質性を識別することが重要である。第二に、これら三つの歴史的段階は異質性（断層性）をもちながら、継起性（発展の継続性）をもっていることが理解されなければならない。

今日、国際為替市場、とくに為替の変動と調整のメカニズムに強い関心が向けられている。しかし、その問題をドル体制下の国際通貨システムという歴史的制約のもとで考察するのではなく、多角的為替調整メカニズム一般の問題として把握する傾向がある。私は、そのような分析方向にたいし、オランダ型、英国型、米国型というそれぞれの特徴を分析する一方で、三類型相互の継起的発展プロセスを明確にし、その上で三段階それぞれに対応した国際為替市場を分析する作業が必要ではないかと考えている。

2.2 中世型為替市場の金字塔：リヨン国際為替決済市

——債権の非譲渡性とマーチャント・バンカーの独占的為替業務

いま、オランダ型、ロンドン型さらには米国型という三つの国際為替市場の断層性と連続性を問題とした。そこでは近世ヨーロッパ為替市場を現代のそれとむすびつけて考えるという、いわば広義の問題意識が存在した。

「中継貿易なき国際決済と金融中心地」というフレーズには、近世という狭い時代の枠組みのなかに、別の問題を隠している。というのは、16世紀から18世紀にかけて、二つの異なる「為替地図」——リヨンの国際決済市をベースとするものとアムステルダム振替銀行をベースとするもの——が存在し、両者はともに「中継貿易なき国際決済と金融中心地」として機能したからである。

近世の「為替地図」の一方(リヨン)は、フランスの貨幣であるエキュ(écu)に代表される多角的決済と金融のシステムである。これは、フランスにあるリヨンの国際為替決済市を軸とし、イタリア人マーチャント・バンカーが主導するヨーロッパ為替システムであった。他方の「為替地図」(18世紀のアムステルダム)は、いうまでもなくオランダの貨幣ギルダーに象徴される多角的為替決済と金融のシステムであり、アムステルダム振替銀行を中軸においていた。

この二つの「為替地図」は、「歴史の帰結」と「歴史の発端」とを映している。16世紀にイタリア人マーチャント・バンカーによって運営されたリヨン国際為替決済市は、中世後期に繁栄したシャンパーニュの大手の歴史的終結(集約)点であった。また、18世紀にアムステルダム振替銀行を基点にして一世を風靡したヨーロッパ為替システムは、すでに示唆したように、19世紀の英国ポンド体制、20世紀の米国ドル体制へ進化し発展する現代的システムの初動形態であった。

(1) シャンパーニュからリヨンへ——大手為替決済システムの変容

リヨン国際決済市は、12世紀後半に始まり、13世紀に開花したシャンパーニュの大手の完成した姿である。両者に共通する特徴は、貿易取引にともなうて発生する債権と債務を処理する際に、為替手形を譲渡して債権を第三者に振り替える債権の譲渡性を欠いていた。このシステムでは、債権者と債務者(あるいはその代理人)は、特定の場所(すなわち大手)に集合し、口頭で債権と債務を確認し、それらを振替相殺した。なぜなら、国際決済市では、中世の教会法の規制を受けられ、書面を通じて第三者に債権と債務を委譲する仕組みをもっていなかったからである。

シャンパーニュでは年に6度開かれる国際定期市が開かれ、ヨーロッパの各地から商人が参集して活発な商品取引がおこなわれた。その大手では、債権債務の振替決済は二つの段階でおこなわれた。即時払い(paiements comptants, droits paiements)の段階と信用による決済(réglements des affaires à terme, des affaires de crédit)の段階である。たとえば、秋の大手(サン・チュール)では、4週間の大手期間のうち前半の2週間(10月1日か

ら14日まで)は商品取引と並行して即時払いの現金決済がおこなわれた。残りの2週間(10月15日から28日まで)はサン・チュールでの支払いを猶予することを目的とした、信用による決済がおこなわれた。

この第二段階の信用による振替決済は、公証人の前で、公正証書の形式でおこなわれたので、公的強制振替決済(compensations officielles et obligatoires)ともよばれている。それにたいし、第一段階、すなわち商人相互の間でおこなわれる帳簿相殺は、私的示談振替相殺(compasations privées et amiables)ともよばれている(注24)。

イタリア本国でむすばれたシャンパーニュ大市払為替契約——シャンパーニュの大市で支払うことを条件に、公証人の前で輸入商が輸出商に貨幣を前貸しする貸借契約——は、第一段階の私的示談的振替相殺の時期に、大市における商品取引で生じた債権債務と並んで振替相殺された。もし為替契約通りに大市で返済(振替相殺)なされず、為替契約が履行されなかった場合には、その旨が本国の公証人に報告され、借手に弁済命令が出された。

このように、シャンパーニュの決済日における債権債務の振替相殺は、第一段階として、大市における商品取引の債権債務やシャンパーニュ大市払いの為替契約から発生する債権債務を振替相殺(即時払振替決済:私的示談振替相殺)が存在した。シャンパーニュ大市とつぎの大市との間のつなぎ貸借として、相殺できなかった部分が信用貸しされた。第二段階は、その大市で清算できなかった債権あるいは債務をつぎの大市に繰り延べる大市間の貸借である。これは、公証人のもとで作成される大市間為替契約、すなわち公的強制振替決済であった。

シャンパーニュの大市における信用決済、すなわち公的強制振替決済によって、ある大市の債務を次の大市に繰り延べるという大市間の債務繰延決済が可能になっただけではない。シャンパーニュで処理できなかった債務を

(注24) L. Goldschmidt, „Geschäftesoperations auf den Messen der Champagne“, *Zeitschrift für des gesamte Handelsrecht*, Bd.14 (1892), S.30; L.Huvelin, „Quelques donnees nouvelles sur les foires de Champagne,“ *Annales de droit commercial et industriel français, étranger et international*, tome 12, 1898, p. 384.

イタリア本国で返済する戻し為替のシステムが形成された。これによって、当時の世界商品市場であったシャンパーニュ大市で鑄貨の使用を大幅に削減され、節約された。

このように、シャンパーニュの大市の決済システムは、大市決済を核として、イタリア諸都市との間に為替のネットワークをもっていた。しかし、そのネットワークは、シャンパーニュにおける商品取引と密接に結びついており、シャンパーニュ大市の「中継貿易市場」としての性格を反映したものであった。

16世紀のリヨンの国際為替決済大市は、シャンパーニュの大市とは異なっていた。それは、シャンパーニュのように商品を交換する定期的な市場ではなかった。ヨーロッパ各地の中心地 (centres) で取引される商品はリヨンの大市で決済された。つまり、それぞれの中心地ではリヨン大市で支払われる為替手形 (つまり大市を支払地とした商業信用) で商品の売買がおこなわれた。それらの手形はマーチャント・バンカー (およびその代理人) を介在させて作成され、売買された。為替取引業者であるマーチャント・バンカーは、リヨンの大市に参集し、そこで債権と債務を振り替え、相殺した。当時イタリア諸都市だけでなくリヨンも安定した鑄貨をもち、リヨンの計算貨幣エキュ (écu) はイタリア諸都市の鑄貨と価値的に固定されていた。

リヨンを基盤としたヨーロッパ為替市場の特性はそれにとどまるものではなかった。リヨンの大市ではリヨンとヨーロッパ各地との間の為替相場がエキュ建てで確定されたが、その為替相場はつぎの大市までヨーロッパ各地の為替の基準相場となった。つまり、特定の大市とつぎの大市の間、各地域の間でおこなわれる商品取引はこの為替相場にもとづいておこなわれ、つぎの決済市で清算された。

(2) リヨンの国際為替決済市と為替手形の非譲渡性

——マーチャント・バンカーによる為替取引の独占

リヨンの為替大市で基準相場が決定されるプロセスを概観すると、つぎのようであった。

第一段階は、イタリア人マーチャント・バンカーによる為替取引の独占である。ヨーロッパの貿易中心地のひとつであるジェノヴァが別の中心地ロン

ドンおよびジュネーヴと三角関係で取引していると考えよう。

1-①《ジェノヴァでの為替取引》 ジェノヴァの商人 G がロンドンにいる自分の代理商 G (London) に宛てて商品を発送する。当然のことながらそれには代金の支払がともなう。G (London) から G への正貨の輸送には大きなコストとリスクが生じるので、G はジェノヴァのマーチャント・バンカー MB・G との間で、リヨンの大市で G (London) またはその代理人が MB・G のリヨン代理人 (MB・G (Lyon)) に支払うという約束でリヨンの大市宛為替手形を売って代金を回収する。ジェノヴァのマーチャント・バンカー MB・G は自身を送金人とし、リヨンのコルレス先 MB・G (Lyon) を受取人とする為替手形を取得する。

1-②《ロンドンでの為替取引》 ジェノヴァの商人 G から商品を受けとるロンドン代理商 G (London) は、G からの指図にもとづいてリヨンに商品代金を送付しなければならない。かれは、リヨンに出向くフィレンツェのマーチャント・バンカー MB・F のロンドン支店 MB・F (London) に現地通貨を提供し、手形満期日であるリヨンの大市で MB・F (London) の名前でかれの債権を支払う権限を託す。

2-①《ヨーロッパのほかの貿易センター (ジュネーヴ) での為替取引》 たとえば、ジェノヴァの別の商人 GA はコルレス先であるジュネーヴ代理店 GA (Geneva) に商品の購入を依頼し、それが発送されたとしよう。輸出代金を債権としてもつジュネーヴ代理商 GA (Geneva) は、ルッカのマーチャント・バンカー MB・L のジュネーヴ支店 MB・L (Geneva) との間で、ジェノヴァの商人 GA あるいはその代理人を支払人とし、MB・L (Geneva) あるいはその代理人 (つまり MB・L のリヨン支店) を受取人とする為替手形を作成し、その為替手形と引換にジュネーヴで鑄貨を受けとる。

2-②《ジェノヴァでの為替取引》 ジェノヴァ商人 GA はジェノヴァのマーチャント・バンカー MB・G に購入代金に相当する預金貨幣 (あるいは鑄貨) を渡し、そのマーチャント・バンカー MB・G あるいはそのリヨン代理人 MB・G (Lyon) が指定されたりヨンの大市でジュネーヴの代理店 GA (Geneva) またはマーチャント・バンカーの代理人 MB・L (Lyon) に支払う権限を託す。

これら各地の商品取引から発生した債権と債務はイタリア人マーチャント・バンカーによってリヨンの決済市に集約され、振替相殺された。そして相殺されなかった残高は、マーチャント・バンカーの間で次の大市あるいは他のセンター宛てた為替手形で処理された。

「(リヨンの) 大市にやってくるこれらの銀行家たちの各々は、数多くの支払いと受取を持っていた。そして、それらの支払い義務と受取の権利は、各地 [の商品取引] で生じた債権と債務に源をもっていた。もしジェノヴァとロンドンの銀行家が、それぞれの土地からまったく同額 [の貨幣] を支払うとともに受け取るようになっていけば、債権債務はすべて相殺によって消滅させられるであろうから、清算はたいそう容易であったろう。けれども、これらの地域の一方が、受取の権利を超えて、他方の側に支払い義務を負うのは自然であり、普通のことである。たとえば、ジェノヴァは、ロンドンにたいして、逆の収支をもっているであろう。したがって、これら二つの地域だけを問題とするならば、なお支払わねばならない、相殺によって消滅しないかなりの債務が残る。

「だが、これら二つの地域だけが大市に現れる地域ではない。西ヨーロッパの各地がそこにあらわれている。たとえば、ジェノヴァがロンドンにたいして逆の収支をもつとしても、イープル、パリあるいはジュネーヴにたいしては、順な収支をもちうる。したがって、ジェノヴァはこれらの地域から受取差額をもつ。一方の逆の収支と他方の順な収支とはあきらかに相殺されうる。ジェノヴァは、そのロンドンの債権者に支払うために、パリ、イープルあるいはジュネーヴの銀行家宛に手形を振り出すことができる。流動化されなければならない額は、これらすべての操作がなされたあとに残る差額であろう。かくして、……相殺の原理のおかげで、また同じ大市で為替手形に支払いをする好意のおかげで、決済業務は単純化され、短縮されるであろう。貨幣で支払われる額はおおむね重要ではなくなるであろう」(注25)。

(注25) P. Huvelin, *Essai historique sur le droit des marches et des foires*, 1897 [British Library蔵書のマイクロフィルム], p.557-58. ただし、ユヴランは、マーチャ

このように、16世紀のリヨンの為替決済市は、リヨン以外のヨーロッパ各地の間でおこなわれる商品取引を振替相殺する「中継貿易（貿易実体）なき国際決済と金融中心地」、すなわち貿易取引と無関係におこなわれる多角的決済のシステムであり、リヨンの外で売買される商品の債権債務を処理し、未清算残高をつぎの大手やヨーロッパの各地で処理する多角的な金融決済のシステムであった。

しかも、その取引は、ギルド的組合で規制されたイタリア人マーチャント・バンカーの手中に独占され、第三者が介入する余地はなかった。この独占が有効であったのは、為替手形が譲渡されない、すなわち債権の非譲渡性という中世の法制度のもとで決済が行われたからである。

商人の振り出す為替手形が買い取られる際に、その文面にある為替取引の当事者はきわめて限定されていた。すなわち、振出人は手形を買い取ってもらう商人であり、支払人は外国にいる彼の代理商である。かつ受取人（支払いを受ける者）として為替を買い取るマーチャント・バンカーあるいはその代理人（支店）が明記され、実際には後者（代理人）当たっていた。

(3) リヨンの為替取引業者としてのマーチャント・バンカー ——リヨン為替決済市における決済プロセス

リヨン為替決済市における振替決済は次の三つの手順にしたがっておこなわれた。すなわち、(1)引受 (acceptations), (2)為替相場 (change) および利子率の決定, (3)いわゆる本来の支払い (paiements proprements) の三段階である。

(1) 引受 第一段階で、為替決済市に参加する為替取引業者(すなわちマーチャント・バンカー)は、商品取引をする商人である本来の債権者あるいは債権者の受取と支払の代理人として、提示される債務の支払いを意味する引受をした。引受を確認すると債権と債務を記した帳簿 (bilan) にチェックを入れたが、拒絶された場合は公証人に登録し、振出人に弁済を要求する法的

ント・バンカーや貿易商人が支店代理店組織で処理していたリヨンの国際決済市を、13世紀の旅商時代の大手、すなわちシャンパーニュを例にして説明している。

根拠とした。

(2) 為替相場と利子率の決定 引受が終了した2, 3日後, フィレンツェの領事を囲んで為替取引業者(マーチャント・バンカーないしは代理人)が集合し, 為替相場と利子率を決定した。これは第三段階の未決済差額を処理するための方策, すなわち各地に向けた戻し為替を振り出すための相場を決めるだけではなかった。ここで, 次の大市までの期間(すなわち3か月間), リヨンとヨーロッパ各地との間の基準為替相場が決定され, ヨーロッパの各センター間の為替取引がこの基準値でおこなわれたのであって, きわめて重要な意味をもっていた。

まず為替取引業者であるマーチャント・バンカーが一堂に会して円陣を作る(faire la Ronde) つぎに, フィレンツェ領事が, 妥当な為替相場の水準をつぎつぎに尋ね, それらすべてが記録されたあと, 平均値が検出され, 基準相場が決定された。この相場は公報(bulletins; Lauf; Läufzetteln)に記録され, 諸国に送られた。為替取引業者は, これに拘束されず自由であったが, 実際の取引相場はこの基準相場とほとんど一致していた(注26)。

(3) いわゆる本来の支払い 第三段階, すなわち本来の決済がなされることによって, 決済市も終了した。この最後の段階は, 二つの方式, すなわち既存の債権と債務の振替決済と未決済差額の決済とに分けられた。

為替取引業者は, 債権と債務を記入している帳簿(bilan)をもって来る。そして, お互いに債権を問い合わせ, その一部を振り替えるように提案する。つまり, AがBに, BがCに債権をもっているとすると, Bは, Cにたいしてもつ債権をAに振り替えて, Aに負う債務から開放された。いったん債務が振り替えられると, 債務者(B)は債務から完全に開放され, 危険(les risques et les perils)は, 振り替えられたもの(A)に帰属した。

当然のことであるが, 決済日にすべての債権と債務が振替相殺されるとはかぎらなかつた。為替取引業者であるマーチャント・バンカーは, この未決済差額を二通りの貸付信用で処理した。第二段階の為替相場と利子率の決定

(注26) R. Ehrenberg, *Capital and Finance in the Age of the Renaissance: a study of the Fuggers and their connections* (1st ed., 1928), reprinted in 1963, p.285

は、未決済差額を清算するための予備操作であった。ひとつの方法は、戻し為替 (*recambium; recorsa bill*) による方法であり、今ひとつは、預託 (*depositum*) という形態でおこなわれる貸付であった。

戻し為替は、もともと大市で手形が引受を拒絶された場合に、手形の保有者が振出人に弁済を請求する便法として存在していたが、未決済差額の清算手段として利用された。預託は、元来ある大市で最終的な支払の帳尻があわない場合、次の大市まで支払いを猶予する手段として用いられたが、これも貸付手段の一つであった (注27)。

(4) イタリア人マーチャント・バンカーと中世型国際基軸為替市場

——リヨンにおける基準相場の決定と多角的為替裁定取引のメカニズム

すでに指摘しておいたが、リヨンの決済市では、その第二段階で基準為替相場を決める制度 (*institution of the Conte*) があった。これは、マーチャント・バンカーが大市で発生した未決済差額を清算するために、ヨーロッパ各地にある別のマーチャント・バンカー (あるいはその支店) に宛てて振り出す戻し為替の基準となったことはすでにみた。この戻し為替の相場は、リヨン為替決済市で各地の商人の債権債務を肩代わりし、その債権と債務の状況をにらみあわせて作りだした相場である。したがって、実際の取引相場と遊離してもその偏差はほとんどなかったし、債権と債務の総体を反映して決定されたということで、18世紀のオランダや19世紀のロンドンの為替相場の決定メカニズムとたいへんよく似たメカニズムであった。

この基準為替相場は、たんに大市の未決済差額を処理する戻し為替に利用されただけではなく、リヨンの大市と大市の間、3か月間、リヨン以外の貿易中心地の為替取引の基準相場として機能した。これは単純な商品取引の決済だけでなく、ヨーロッパ各地の間で恒常的におこなわれる為替裁定取引の基準値としても機能した。

貿易の実体がないのに振り出される手形は、普通乾燥為替とよばれたが、

(注27) 以上リヨンの決済市については、拙著『為替と信用』第3章「独占的手形清算所と近代的国際信用決済制度」第2節「原生的国際為替市場としてのリヨン決済市」を参照されたい。

各地のセンター間で国際収支の不均衡が発生すると、その差益を求めて為替が流れる。この裁定取引はマーチャント・バンカーの間で積極的におこなわれ、かれらに多くの収益をもたらした。しかし、当時のように正貨の現送を多くの国が禁止している状況のもとでは、乾燥為替による裁定取引は「正貨現送の効果的な代替物」(注28)であった。

しかし、リヨン国際為替決済市を基軸としたヨーロッパ為替市場は、根本的な欠陥をもっていた。それは、為替手形による決済のメカニズムが、定期的に為替取引に参加する為替取引業者(マーチャント・バンカー)をリヨンの大市に結集させ、すべての為替債権と債務の振替相殺をし、基準為替相場を決定するという「人工的構築物」であったことである。これは、いうまでもなく、債権の譲渡性を禁止した中世教会法による規制、時代的制約を反映している。

債権の非譲渡性という世界に生きたリヨンの国際為替決済市は、その限られた歴史的空間では至高の多角的為替決済システムとなったが、ヨーロッパの為替取引業務をイタリア商人のギルド組織に完全にゆだねることになり、アントワープにおこったあたらしい国際商業と決済の動きに順応することができなかった。

16世紀から17世紀にオランダ中継貿易がおおきく成長するなかで、リヨン国際決済市、さらにはブザンソン国際決済市は、貿易活動とつながることなく、国際間の収支の不均衡という狭間に身をおいて為替裁定取引に憂き身をやつすことになった。

3 二つの近世「為替地図」の構図

——債権の譲渡性と二つの近世「為替地図」

3.1 「歴史の帰結」としてのリヨン(=ブザンソン)国際決済市

——リヨン(=ブザンソン)とアムステルダムの異質性

前節で、二つの近世「為替地図」を概観した。そこからえられたのは、リ

(注28) R. Ehrenberg, *op. cit.*, p.285.

ヨン (=ブザンソン) は「歴史の帰結」であり、アムステルダムは「歴史の発端」という結論であった。

リヨン (=ブザンソン) 国際為替決済市が「歴史の帰結」というのは、第一は、それが中世後期のシャンパーニュの大市の決済システムを基盤にし、それが純粹な為替決済メカニズムとして精緻な構造に到達した完成されたからである。いいかえると、ヨーロッパ為替決済のメカニズムは、12世紀後半から13世紀のシャンパーニュでは「中継貿易」の付帯物であったが、16、17世紀のリヨン (=ブザンソン) では貿易とかかわらない純然たる決済と金融の中心地に転化した。

第二に、国際為替決済市はこのように変化したが、その枠組みは債権の非譲渡性という中世的教会法の世界にすっぽりと取り込まれ、ヨーロッパ圏域の為替取引をイタリア人マーチャント・バンカーの独占物とした。この堅固な制約の中で、マーチャント・バンカーの代理人だけが定期的によりオン (=ブザンソン) に参集し、リヨンで決定した基準相場を土台としてヨーロッパ各地の為替取引を差配した。このような中世的遺物ではあったが、マーチャント・バンカーは、その国際組織を稼働させて、ヨーロッパ各地を舞台に為替取引と為替裁定取引をおこなった。

第三に、このシステムが存立の基盤を失う契機は、世界中継貿易基地としてのアントワープ、さらにはアムステルダムの台頭にあった。アントワープは、ヨーロッパだけでなく、世界中の産品を中継する貿易基地になっただけではない。そこでは1537年、スペイン王カール五世によって、手形裏書譲渡制が公認され、大市を必要としない約束手形の裏書譲渡によって決済が可能となった。また、為替手形もイタリア人マーチャント・バンカーの手を経ずに国際間を流通した(注29)。為替手形の「非譲渡性」はイタリア人マーチャント・バンカーの為替取引業務の独占を支える巨大な支柱であったが、その支柱へ大きな鉄槌がくだされたのである(注30)。

アントワープと比較してリヨンをみると、ヨーロッパ商品貿易の中心地で

(注29) 拙著『為替と信用』第三章、第二節「手形裏書譲渡制と近代的国際金融制度の形成」を参照されたい。

(注30) イタリアのマーチャント・バンカーが為替取引を独占する一方で、リヨンを支

あるアントワープと為替決済の中心地であるリヨンという二つのヨーロッパ国際市場がなぜ並存し、どのように棲み分けをしていたか、という課題が発生するが、これは別稿にゆだねたい。

3.2 オランダ型および英国型システムにみる継承性

——委託荷見返前貸制度の継承と発展

いまリヨン（＝ブザンソン）の国際為替決済市の特性をまとめた。それは、シャンパーニュの大都市から始まる中世型国際為替決済システムの到達点、すなわち「歴史の帰結」であり、アントワープの貨幣市場やアムステルダムの国際為替決済システムと歴史的に断絶したシステムであると規定した。

つぎに問題としたいのは、アムステルダム型金融システムと英国型金融システムの相違である。両者を識別する重要な指標は、なぜ公営アムステルダム振替銀行が貨幣的貸借と相対的に切断された商業的債権債務の振替相殺システムにとどまり、勅許株式銀行イングランド銀行は銀行券を発行し、銀行券による貸付という銀行信用機構として存在したかという点にある。両者は、より広い意味では、商業信用にもとづく決済メカニズムと銀行信用にもとづく決済メカニズムという範疇で区別されるが、この違いは国際決済におけるオランダ型と英国型の違いを認識する際の重要なメルクマールである（注31）。

それゆえ、ここではさしあたり、18世紀のアムステルダム振替銀行を中心としたヨーロッパ為替システムと19世紀後半にロンドン貨幣市場を中心に形成される英ポンド体制（すなわち、金本位制下の国際通貨システム）との違いを確認しておきたい。

配したフランスのルイ十一世、さらにはブザンソンを支配下においたカール五世が、徴利禁止という中世の教会法を逸脱する行為、すなわち近世的な絶対主義的政治権力による中世法体系の一部を破壊した。このことがリヨンやブザンソンにおいて預託にたいする公定金利の設定や裁定取引の一般化を促し、加速させた。

しかし、同じカール五世が手形の裏書譲渡制という近代的法システムを認可するのは、ジェノヴァのマーチャント・バンカーが支配するブザンソン国際為替決済市ではなく、新興のアントワープ世界中継貿易地においてであった。

（注31） 拙稿「銀行信用の構図——国際通貨システムの歴史と論理（I）」『経済学研究』（九州大学）、第66巻第1号を参照されたい。

なぜこのような作業をおこなうか。その理由は、産業革命の時期、広くは19世紀前半の英国は、国内的にはオランダ型多角的決済メカニズムから最終的に決別する時期であったが、国際的にはオランダ型システムの一部を世界市場創出のための手段として導入し、19世紀後半に英国型多角的決済システムすなわち国際通貨ポンドのシステムを構築していったからである。この点はすでに別のところで分析しているが、簡単に二つのシステムの継承性をみておきたい。

アムステルダム市場でオランダのマーチャント・バンカーによって生み出される委託荷見返前貸制度 (system of advance against consignment) が、19世紀に世界市場を創設する英国マーチャント・バンカーによって継承され、1823年、25年、42年の委託代理商法 (Factors Acts) で担保として船荷証券の譲渡性を明確にした。それだけではない。1855年の改正船荷証券法では船荷証券の送付によって代金の支払いや手形の引受を義務づけられる「書類引換払」の基盤が形成され、商業信用状にもとづく決済をつくりあげた。つまり、輸入者側の為替銀行が、船積書類 (運賃支払い済の船荷証券、保険証券、送り状など) を担保として輸出者に商業信用状を発行し、輸出者側の為替銀行もその信用状のもとで担保となる船積書類を受けとって、輸出者が輸入者あるいは信用状の発行銀行に宛てて振り出した為替手形を現金化した。これが、19世紀後半のポンド体制の支柱のひとつ、荷為替信用制度 (system of documentary credit) である (注32)。

しかし、18世紀のオランダと19世紀前半の英国では、委託荷見返前貸制度の中身はあきらかに違っていた。オランダでは、マーチャント・バンカーは、英国とフランスの取引で金融と決済を担当するだけで、実際の貿易活動は英国やフランスにいる輸出あるいは輸入代理商がおこなっていた。実際に貿易活動を行う機能資本は、海外にいる代理商であり、オランダ商社はその代理人を管理して金融と決済をする無機能資本であった。

(注32) この移行プロセスについては、拙著『為替と信用』(第4章「資本主義的世界市場の創設と国際貿易決済機構——ロンドン貨幣市場と委託荷見返前貸制度」、第5章「荷為替信用制度の形成とマーチャント・バンカー——近代的貿易決済制度の形成とマーチャント・バンカーの本支店間振替決済」)を参照されたい。

英国のマーチャント・バンカーは、たとえば英国と米国など、交易の地域を特定し、英国の輸出者（製造業者）あるいは米国の輸入者（原綿生産者）の委託代理商として、直接販売や購買の業務に従事した。つまり、18世紀のオランダ商社のように、「貿易実体」を喪失してはいなかった。なぜなら、委託された貨物を海外の支店で直接買い手や売り手を捜す「商品取扱業務」をしており、ただその貨物の販売あるいは購買から生じるリスクを回避したにすぎなかったからである。そして、マーチャント・バンカーは、英国の製造業者や米国南部の原綿生産者が持ち込んだ委託荷を担保として、彼らにその販売予想価格の一部（通常7割から8割）を額面とする手形を振り出すことを許し、引受信用を与えた。委託人である製造業者や原綿生産者は、その引受済みの手形を現地の銀行にもち込み、即座に換金した。この生産物の即時的換金のシステムによって、事業の稼働資金を連続的に確保することができた。

ところで、委託荷を直接受けとり、それを担保にして自己宛に振り出された手形を引き受けるという素朴な型の委託荷見返前貸制度は、とくに17世紀の第3四半世紀までアムステルダムでも行われた一般的方式であり、それ自体が特別かわったものではなかった。違いは、背後に控える国内的金融と決済のシステムであった。

アムステルダムでは、外国貿易で発生する債権と債務は、手形の引受や手形の売買を通じてマーチャント・バンカーのもとに集約され、アムステルダム振替銀行で振替相殺された。この公営振替銀行の特徴は、商人が預託する預金勘定をベースに帳簿上で彼らの債権と債務を振り替える貨幣取扱業務にあり、預金をベースに貸し付ける銀行業務を禁止していた。

それにたいし、19世紀前半の英国では、ロンドンの勅許株式銀行であったイングランド銀行や地方の私営銀行は、銀行券の発行を通じて信用を乗数倍にする信用創造機能をもっていたし、ロンドンの私営銀行も預金勘定を通じて当座貸越をするなどイングランド銀行とことなる形で信用を創造していた。また、産業革命が英国経済の基盤を強固にした30年代には、私営銀行は、金融危機に際してイングランド銀行に救済措置を受けるという条件で発券業務から身を引き、預金銀行に専門化する方向が明確になった。つまり、イングランド銀行が発券業務を独占し、銀行のための銀行として中央銀行に転化す

る方向が明示されたのである（注33）。

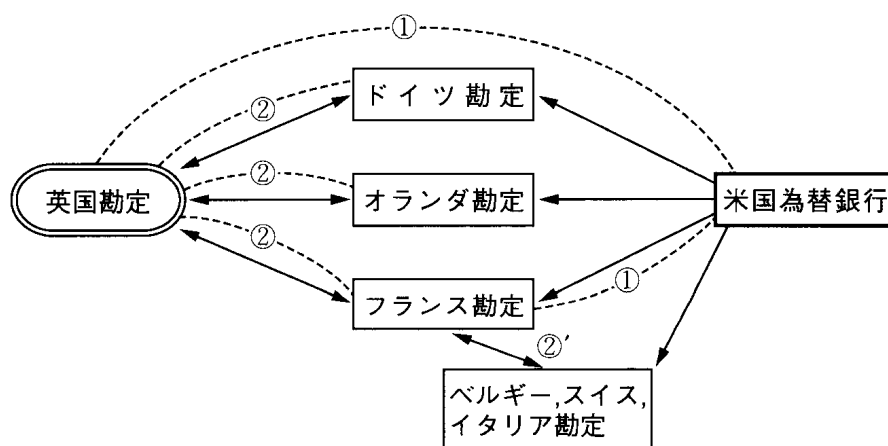
3.3 オランダ型および英国型システムにみる断層性

——国際的銀行信用システムとしての国際通貨・英ポンド体制

国際通貨（ポンド）体制は、国際的商業信用を基盤とした為替取引と中心地における振替決済という近代ヨーロッパ為替システムをこえて、現代的な国際的銀行信用のうえに立脚した構築された重層的システムである。

ポンドを基軸とした国際通貨制度は、(1)商業信用の基盤の上に構築された銀行信用システム（荷為替信用制度）によって形成される貿易当事国相互の

図2 銀行間取引としての消極的間接為替裁定メカニズム



- ← 送金ルート
- ① 米—大陸間相場のベーシック・レート
 - ② 米—大陸間相場のクロス・レート
 - ①' 米—ベルギー（スイス、イタリア）相場のベーシック・レート
 - ②' 米—ベルギー（スイス、イタリア）相場のクロス・レート

（出所） 拙著『現代外国為替論』131ページ

（注） 消極的間接裁定取引，すなわちロンドンへの為替資金集中メカニズムとしての裁定取引を，いわゆる利鞘の取得を目的とした投資活動としての裁定取引と同一視することは許されない。というのは，米国→大陸ヨーロッパの当該国→英国という資金トランスファーは，片道資金移動で，鞘取りを目的としない消極的間接裁定であるからである。それにたいして，鞘取りを目的とした積極的間接裁定は，第三国市場経由の往復資金移動，すなわち米国→大陸ヨーロッパの当該国→英国→米国という循環資金移動であるからである。

尚 消極的間接裁定取引については，安藤盛人『外国為替論』有斐閣（初版1957年），1967年，246—48ページを参照されたい。

（注33） アムステルダムとロンドンの金融決済システムについては，別稿で詳しく論及する。さしあたり，拙稿「銀行信用の構図」『国際通貨システムの歴史と論理（I）』『経済学研究』（九州大学）第66巻第1号を参照されたい。

銀行間債権あるいは債務の残高（バランス）と(2)それによって諸国の銀行に集積された、さまざまな通貨建ての債権と債務を振替相殺し、最終的にはそれがロンドンにある銀行に債権あるいは債務として集約されるロンドン・バランスという二重の構造をもっている。ちなみに、図1は米国がヨーロッパと貿易したときの債権債務の処理を(1)および(2)という二つの段階で示している。(詳しくは拙著『現代外国為替論』第3章「取引通貨と為替媒介通貨」を参照されたい。)

ところで、第1段階(図1の①)では、諸国の銀行がおこなう貿易信用(荷為替信用)は、かならずしも基軸通貨であるポンドを使用しなかった。とくにヨーロッパでは貿易当事国の通貨が取引通貨(invoicing currency; trading currency)となっていた(注34)。

このように、貿易から生じた債権債務の処理が、ポンド以外の通貨で行われたことにも起因したのであろうか、1913年当時ヨーロッパ諸国が保有する金以外の公的外貨準備は諸国に分散し、明確に判明しているポンドの保有はわずか11.5パーセントにすぎなかった。ちなみに、ドル表示であるが、ヨーロッパ諸国の通貨当局が保有する公的外貨準備は、英ポンド7,640万ドル、フランス・フラン2億6,210万ドル、ドイツ・マルク1億1,550万ドル、その他通貨4,490万ドル、特定できない通貨が1億6,450万ドル(合計6億6,634万ドル)であった。その他公的機関と民間機関の保有は、それぞれ9,670万ドル、3億6,710万ドルであるが、これらは保有通貨を特定できない。けれども、それら機関の保有外貨のすべてがポンドではなく、ポンド以外の国に保有する残高もあったと考えられる(注35)。

ロンドンにバランスを形成するのは、第二段階(図1の②)である。それ

(注34) A. W. Margraff, *International exchange: its terms, parts, operations and scope* (1st ed. 1903), 2nd ed., Chicago, 1908, pp.236-85 をみよ。具体的には、政府の調査報告書である A.G. Wolfe, *Foreign credits: a study of the foreign credit problem with a review of European methods of financing export shipments*, Washington, 1913 を参照されたい。

この取引通貨の多様性は、ドル体制の下でも顕著にみられる。拙著『現代外国為替論』第3章を参照されたい。

(注35) P. H. Linderdt, *Key currencies and gold 1900-1913* (Princeton studies in

は、貿易などから発生した債権あるいは債務は一時的にバランスとして関係各国の銀行に保有されるが、それをポンドに転換し、ロンドンの銀行にバランスとして保有する操作である。このように諸国銀行（さらに通貨当局）が取引相手国にもつ一時的な債権あるいは債務残高をロンドンの銀行に移転してポンドを多角的決済や調整の手段とするとき、そのポンドが為替媒介通貨、したがって国際通貨とよばれる（注36）。

ポンド・システムが多角的為替システムとして「現代」を誇示するのは、そのシステムが、二重の意味で銀行信用と結びついていたからである。ひとつは、第一段階では銀行が荷為替手形を担保にして商業信用状を発行し、輸出者の債権を輸出側銀行の債権に、輸入者の債務を輸入側銀行の債務に転換した。つまり、19世紀後半に確立する荷為替信用制度とは、一方では、輸入側銀行が、荷為替を担保に支払いを確約する信用状を発行することによって、輸入業者の対外債務を銀行自身の債務に転化する一方で、輸出側銀行がその

international finance), Princeton, 1969, pp.18-19. なお、全世界的規模でみれば、アジア、アフリカ、オーストラリアでポンドの保有は他を圧倒し、横浜正金銀行をふくむ日本の公的準備2億3,590万ドルのうちポンド残高は、1億8,85万ドルで全外貨準備の80パーセントを占めていた。

(注36) 私は、1982年に拙著『現代外国為替論』で、第一段階の取引通貨 (trading currency, invoicing currency) とはことなる第二段階の通貨を為替媒介通貨と定義し、それを国際通貨の基本的機能とした。

為替媒介通貨 (vehicle currency, すなわち国際通貨) は「外国為替市場におけるインターバンク取引を媒介するもので、つぎの三つの機能をもつ。すなわち、(1)為替銀行 (dealers) によって稼働外貨資金 (working balances) として機能させられる通貨、(2)為替銀行が一時的為替持高として保有する通貨、および(3)ある非媒介通貨が別の非媒介通貨と交換される際にその取引を媒介する通貨、である。」

この定義はスウォボダの為替媒介通貨に依拠している (A. Swoboda, 'Vehicle currencies and foreign exchange markets: the case of the dollar,' in R. Z. Aliber (ed.), *International market for foreign exchange*, New York, 1968, p. 31)。なお、このスウォボダの為替媒介通貨をローザの「為替媒介通貨」と混同することは許されない。ローザは「為替媒介通貨」というコンセプトで取引通貨を説明している (R. V. Roosa, *Monetary reform for the world economy*, New York, 1965 [鈴木源吾訳『国際通貨改革論』至誠堂, 1966年])。

信用状と荷為替を担保にして輸出者の債権を自身の債権に転化するシステムである。このように、銀行が、第一段階で外国為替市場にあらわれる個々の企業の外貨債権と債務を銀行自身の債権と債務に転換することによって、第二段階でそれらを国際的な銀行間の債権と債務として取り扱い、為替資金を調整することができた。貿易当事国の銀行にたいし外貨資金がプラスの残高となった場合には、それをポンド為替にかえてロンドンの銀行に預け、マイナスの場合にはポンド預金からひき下ろすか、ロンドン貨幣市場から借り入れて、必要な外貨に転換し、不足する為替資金を調達した。

4 結びにかえて——近世ヨーロッパ「為替地図」の歴史的位置——中世のシステムの結晶（リヨン）と現代システムの出発点（アムステルダム）

近世ヨーロッパの「為替地図」は、リヨンの場合もアムステルダムの場合も、ともに貿易取引そのものとは相対的に切りはなされた多角的決済・金融のシステムであった。いうなれば、ヨーロッパ各地で直接商品の取引がおこなわれる中で形成された国際決済の市場であり、国際金融の市場であった。

だがこれら二つの「為替地図」は、歴史的にはそれぞれ別の位置を占めていた。リヨンの「為替地図」は、債権債務の譲渡を禁じられた中世教会法の世界で、イタリア人マーチャント・バンカーが築きあげた「多角的決済と金融のシステム」という歴史的金字塔である。つまり、為替契約が誕生した後、それがシャンパーニュ大市と結びついて隔地間の為替取引の核を創り出したが、リヨンの国際為替決済市場は、それを発展させて、商品取引から遊離したヨーロッパ為替システムを構築したという「歴史の帰結」をあらわしている。

それにたいし、アムステルダムの「為替地図」は、アントワープで切り開かれた近代的要素、すなわち債権の譲渡と深いむすびつきをもっており、リヨンとは逆に、「歴史の発端」として位置づけられる。19世紀になると、アムステルダム「為替地図」の主役であったアムステルダム振替銀行は消滅するが、委託荷見返前貸制度は時代の創造者として19世紀の前半英国に生き残った。つまり、「世界の工場」として発展した英国が製品の販路を求め、原材料

や食料を求め、工業製品の販路として世界市場を創設する際に、過去の遺物が創造の手段として重要な役割をはたした。オランダで生まれた委託荷見返前貸制度というマーチャント・バンカーが主導する貿易金融の制度は、イングランド銀行を頂点とする国内銀行信用システムと融合して、世界市場を創造する能力、すなわち信用拡張能力をつくりだしたのである（注37）。

19世紀前半に英国のマーチャント・バンカーの手で創造された対外信用システム（委託荷見返前貸制度）を基盤として、19世紀後半に国際的な為替銀行のネットワークがロンドンを中心に形成され、英国型国際為替システムが姿をあらわした（注38）。換言すれば、19世紀後半に確立した国際通貨体制（ポンド体制）は、オランダ型システムの落とし子であり、したがってアムステルダム「為替地図」は現代国際通貨制度が形成される初期の様相、すなわち「歴史の発端」であった。

以上みてきたように、近世ヨーロッパの「為替地図」をめぐって分析する作業は、近世の為替市場の特異性を抽出する行為であるが、他方、それは、現代の国際通貨システムを進化論的に解析し、さらには発生学的に解剖する際に重要な役割も担っている。このことを確認しておくのが本稿の狙いであった。

（注37） 拙著『為替と信用』第4章「資本主義世界市場の創設と国際貿易決済機構——ロンドン貨幣市場と委託荷見返前貸制度」を参照されたい。

（注38） 『同上書』第5章「荷為替信用制度の形成とマーチャント・バンカー——近代的貿易決済制度の形成とマーチャント・バンカーの本支店間振替決済」および第6章「ロンドン国際金融市場の形成と株式為替銀行——『スターリング為替』本位制の基礎構造」、さらに拙著『現代外国為替論』第3章「取引通貨と為替媒介通貨——国際通貨としてのポンド」を参照されたい。